

浪江都市計画用途地域の変更（浪江町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 別	面 積	建築物の 容 積 率	建 物 の 建 ぺ い 率	外壁の後 退距離の 限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 49ha 約 49ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	200 m ²	10m	10.8%
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 66ha 約 66ha	20/10 以下	6/10 以下				14.6%
第 一 種 住 居 地 域 小 計	約 199ha 約 199ha	20/10 以下	6/10 以下				43.9%
近隣商業地域 小 計	約 15ha 約 15ha	20/10 以下	8/10 以下				3.3%
商 業 地 域 小 計	約 17ha 約 17ha	40/10 以下	8/10 以下				3.8%
準工業地域 小 計	約 37ha 約 37ha	20/10 以下	6/10 以下				8.2%
工 業 地 域 小 計	約 11ha 約 11ha	20/10 以下	6/10 以下				2.4%
工業専用地域 小 計	約 59ha 約 59ha	20/10 以下	6/10 以下				13.0%
合 計	約 453ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

浪江町では、東日本大震災からの復興を進めるため、浪江駅周辺整備事業を実施し、中心市街地の再生に取り組んでいます。また、浪江町川添地区においては、国が設立した福島国際研究教育機構の施設整備が進められているところです。

浪江駅西側地区は、浪江駅周辺整備事業と福島国際研究教育機構の間に位置していることから、この立地を活かし、これらとの連携と相乗効果により「浪江国際研究学園都市タウンセンター」全体の価値向上を図るとともに、浪江駅東西と中心市街地間の人の回遊を促進する役割を担います。

当該地区においては、今後帰還する町民や移住者など、生活者の利便性向上及び賑わいの創出により、魅力あるエリアを形成するため、便利施設等の建設及び民間開発の誘導を行うとともに、緑地等の整備により、住居専用地域への環境変化を緩衝する役割を担う地区として整備を行うため、浪江国際研究学園都市タウンセンター西街区の一団地の復興再生拠点市街地形成施設の都市計画決定と併せて、本案の通り用途地域を変更しようとするものです。

新旧対照表

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建 物 の 建 ぺ い 率	外壁の後 退距離の 限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 51ha 約 49ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	200 m ²	10m	
小 計	約 51ha 約 49ha						約 11.3% 約 10.8%
第一種中高層 住居専用地域	約 66ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 66ha						約 14.5%
第一種 住 居 地 域	約 197ha 約 199ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 197ha 約 199ha						約 43.4% 約 43.9%
近隣商業地域	約 15ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小 計	約 15ha						約 3.3%
商 業 地 域	約 17ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小 計	約 17ha						約 3.9%
準工業地域	約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 37ha						約 8.1%
工 業 地 域 小 計	約 11ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 11ha						約 2.4%
工業専用地域 小計	約 59ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 59ha						約 13.1%
合 計	約 453ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

注：上段 変更前 下段 変更後

都市計画の変更に係る土地の区域

1. 都市計画を変更する土地の区域

福島県双葉郡浪江町のうち

大字樋渡^{ひわたし}字張上^{はりあげちやう}町、字江添^{えぞえ}及び字張上^{はりあげ}の各一部の区域